

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

障がい者支援課

1 改正等の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、新設される就労定着支援及び自立生活援助のサービスに関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

2 改正等の概要

(1) 平成 29 年度改正分

障害者の望む地域生活を支援するため、以下のサービスを新設

ア 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。

対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
支援内容	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
条例で定める指定基準	当該サービスを行うに当たっての従業者等の基準 【事業所に置くべき従業者】 ・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ※従業者の員数については規則で定める。

イ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からの一人暮らしを希望する者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の相談対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行う。

対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者等
支援内容	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、掃除などに課題はないか、家賃等に滞納はないかなどについて確認を行い、必要な助言等を行う。 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話等による随時の対応も行う。
条例で定める指定基準	当該サービスを行うに当たっての従業者等の基準 【事業所に置くべき従業者】 ・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ※従業者の員数については規則で定める。

(2) 平成 30 年度改正分

デイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイについて高齢者や障害児者が共に利用できるよう、共生型サービスの基準を規定

主な内容	サービス種別
共生型サービスに係る従業者、設備等の基準	共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型機能訓練、共生型自立訓練

※共生型サービスについては、平成 30 年度末までは厚生労働省令の基準をもって県の基準条例とみなす規定が設けられたことから、次年度に改正を行う。